

## 中野区条例第28号

### 中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会条例

#### (設置)

第1条 保育サービスに係る利用者負担額の在り方について検討し、利用者負担額の適正化を図るため、区長の附属機関として、中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、保育サービスに係る利用者負担額の在り方に関する事項について調査審議し、答申する。

#### (委員)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 保育園関係者及び幼稚園関係者
- (4) 公募による区民

2 委員の任期は、審議会が前条の規定による答申をした時までとする。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の審議会は、区長が招集する。